「指定ユニット型地域密着型介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

（久留米市指定第４０９１６００８２７号）

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

【目　次】

１．　施設経営法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２．　ご利用施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
３．　居室の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
４．　職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
５．　当施設が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・・・・・・・・　３
６．　施設を退居していただく場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
７．　事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
８．　残置物の引取等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
９．　苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
１０．　ご面会の時間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
１１．　第三者評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

社会福祉法人　ヴィオラ

特別養護老人ホーム　すみれ

１．　施設経営法人

（１）法　人　名　　社会福祉法人ヴィオラ
（２）法人所在地　　福岡県久留米市津福本町１３００番地１
（３）電 話 番 号　　（０９４２）２７－６０７１
（４）代表者氏名　　理事長　上瀧　千惠子
（５）設立年月日　　平成２４年７月２日

２．　ご利用施設

（１）施設の種類　　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
平成２５年５月１日指定　　久留米市第４０９１６００８２７号
（２）施設の目的　　施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。
（３）施設の名称　　ユニット型特別養護老人ホームすみれ
（４）施設の所在地　　福岡県久留米市津福本町１３００番１
（５）電話番号　　０９４２－２７－６０７１　ＦＡＸ０９４２－２７－６０７２
（６）施設長（管理者）氏名　横溝　由加里
（７）開設年月日　　平成２５年５月１日
（８）入所定員　　２９人

３．　居室の概要

当施設では以下の居室・設備を用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（一人部屋）	２９室	洗面台・電動寝具・箪笥（小）
合計	２９室	
食堂・機能訓練室	３室	[主な設置機器] キッチン・ＴＶ・ソファ・テーブル・椅子等
浴室	４室	特殊浴槽１
医務室	１室	薬品庫など

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更：ご契約者からの居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議の上決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項：洗面所は各居室に１、トイレはユニット内に３か所

４．　職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算配置人数	指定基準
１．施設長（管理者）	１名	１名
２．介護職員	１０名以上	１０名
３．生活相談員	１名	１名
４．看護職員	２名以上	１名
５．機能訓練指導員	１名（兼務）	１名
６．介護支援専員	１名以上（兼務）	１名
７．医師（嘱託医）	１名（非常勤）	必要数
８．管理栄養士	１名	１名

※常勤換算：職員それぞれの週当たりの勤務延時間数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週４０時間）で除した数です。

（例）週８時勤勤務の介護職員が５名いる場合、常勤換算では、
１名（８時間×５名÷４０時間＝１名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
１．医師	毎週木曜日　14：30～16：30
２．介護職員 看護職員	日中： 6：00～15：00　6：15～15：15　6：30～15：30 6：45～15：45　7：00～16：00　7：15～16：15 7：30～16：30　7：45～16：45　8：00～17：00 8：30～17：30　9：00～18：00　9：30～18：30 10：00～19：00　10：30～19：30　11：00～20：00 11：30～20：30　12：00～21：00　12：15～21：15 12：30～21：30　12：45～21：45　13：00～22：00 13：10～22：10 夜間：22：00～8：00
３．生活指導員 介護支援専門員 機能訓練指導員 管理栄養士 事務員	8：00～17：00　8：30～17：30　9：00～18：00 9：30～18：30　10：00～19：00

５．　当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

ただし、当施設が提供するサービスについて、

（１） 利用料金が介護保険から給付される場合
（２） 利用料金が全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（１） 介護保険の給付対象となるサービス（契約書第３条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常９割又は８割又は７割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 居室の提供

② 食事

- 当施設では、ご契約者に説明を行い、同意を得た「栄養ケア計画」に基づき管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ご契約者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食　　７：３０～９：３０

昼食　１２：００～１４：００

夕食　１７：３０～１９：３０

③ 入浴

- 入浴は、身体の状況やご希望に配慮し、最低でも週２回行います。
- 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄

- 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練

- 機能訓練指導員、看護職員、介護職員等により、ご契約者の心身等の状態に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の減退防止を主な目的とした、生活リハビリ中心の訓練を実施します。

⑥ 健康管理

- 医師、看護職員、介護職員や管理栄養士などが連携して健康管理を行います。

⑦ その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- 生活のリズムを考え、できるかぎり毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容の援助を行います。

<サービス利用料金（１日当たり）>（契約書５条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払いください。（サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。

[介護保険自己負担１割の場合]

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">① サービス利用に係る自己負担額</td><td>要介護１</td><td>要介護２</td><td>要介護３</td><td>要介護４</td><td>要介護５</td></tr>
<tr><td>682 円</td><td>753 円</td><td>828 円</td><td>901 円</td><td>971 円</td></tr>
<tr><td colspan="3">② 食費に係る自己負担額（保険外）</td><td colspan="5">（負担段階区分）　第１段階：300 円　/
第２段階：390 円　/　第３段階①：650 円　/
第３段階②：1,360 円　/　それ以外：1,445 円</td></tr>
<tr><td colspan="3">③ 居住費に係る自己負担額（保険外）</td><td colspan="5">（負担段階区分）　第１段階：880 円　/
第２段階：880 円　/　第３段階①：1,370 円　/
第３段階②：1,370 円　/　それ以外：2,066 円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">④自己負担合計（①+②+③）</td><td rowspan="5">負担段階区分</td><td>第１段階</td><td>1,862 円</td><td>1,933 円</td><td>2,008 円</td><td>2,081 円</td><td>2,151 円</td></tr>
<tr><td>第２段階</td><td>1,952 円</td><td>2,023 円</td><td>2,098 円</td><td>2,171 円</td><td>2,241 円</td></tr>
<tr><td>第３段階①</td><td>2,702 円</td><td>2,773 円</td><td>2,848 円</td><td>2,921 円</td><td>2,991 円</td></tr>
<tr><td>第３段階②</td><td>3,412 円</td><td>3,483 円</td><td>3,558 円</td><td>3,631 円</td><td>3,701 円</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>4,193 円</td><td>4,264 円</td><td>4,339 円</td><td>4,412 円</td><td>4,482 円</td></tr>
</table>

[介護保険自己負担２割の場合]

<table>
<tr><td rowspan="2">① サービス利用に係る自己負担額</td><td>要介護１</td><td>要介護２</td><td>要介護３</td><td>要介護４</td><td>要介護５</td></tr>
<tr><td>1,364 円</td><td>1,506 円</td><td>1,656 円</td><td>1,802 円</td><td>1,942 円</td></tr>
<tr><td>② 食費に係る自己負担額（保険外）</td><td colspan="5">1,445 円</td></tr>
<tr><td>③ 居住費に係る自己負担額（保険外）</td><td colspan="5">2,066 円</td></tr>
<tr><td>④ 自己負担合計（①+②+③）</td><td>4,875 円</td><td>5,017 円</td><td>5,167 円</td><td>5,313 円</td><td>5,453 円</td></tr>
</table>

[介護保険自己負担３割の場合]

<table>
<tr><td rowspan="2">① サービス利用に係る自己負担額</td><td>要介護１</td><td>要介護２</td><td>要介護３</td><td>要介護４</td><td>要介護５</td></tr>
<tr><td>2,046 円</td><td>2,259 円</td><td>2,484 円</td><td>2,703 円</td><td>2,913 円</td></tr>
<tr><td>② 食費に係る自己負担額（保険外）</td><td colspan="5">1,445 円</td></tr>
<tr><td>③ 居住費に係る自己負担額（保険外）</td><td colspan="5">2,066 円</td></tr>
<tr><td>④ 自己負担合計（①+②+③）</td><td>5,557 円</td><td>5,770 円</td><td>5,995 円</td><td>6,214 円</td><td>6,424 円</td></tr>
</table>

※負担段階区分について

[第１段階とは]

１．世帯全体が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方

２．生活保護受給の方

[第２段階とは]

１．世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入額が年間８０万円以下の方で一定額以上の預貯金等をお持ちでない方

[第３段階①とは]

１．世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入額が年間８０万円超１２０万円以下の方で一定額以上の預貯金等をお持ちでない方

[第３段階②とは]

１．世帯全員が市町村民税非課税で、負担段階区分の第１段階、第２段階、第３段階①に該当しない方で一定額以上の預貯金等をお持ちでない方

[上記以外]

１．第１～３段階に該当しない方（本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方も含みます）

≪上記、料金に加算される金額：その他介護サービス加算の内訳≫

※下記は、介護保険自己負担割合が１割の金額、【　】内は２割／３割の金額です。

＊ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）として介護保険総単位数に１４．０％を加算されます。良質なサービスの提供を図り、介護職員等の質を高めるための計画を策定し、研修の機会を確保します。

＊ 看護体制加算（Ⅰ）（１日につき１２円【２４円／３６円】）
当施設では、常勤の看護師を配置しています。

＊ 看護体制加算（Ⅱ）（１日につき２３円【４６円／６９円】）
当施設では、夜間等、看護職員不在時の連絡体制を確保すると共に、基準数以上の看護職員を配置しています。

＊ 栄養マネジメント強化加算（１日につき１１円【２２円／３３円】）
当施設では、医師、管理栄養士、看護師等が共同して栄養ケアを行い、低栄養状態のリスク対策を行っています。

＊ 協力医療機関連携加算（Ⅰ）（１月につき１００円【２００円／３００円】）
当施設では、入居者が入院を要する場合に原則として受け入れる体制を確保している協力医療機関との間で、入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っています。

＊ 夜間職員配置加算（Ⅱ）（１日につき４６円【９２円／１３８円】）
当施設では夜間職員の数を基準数以上の職員を配置しています。

＊ 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）（１月につき５０円【１００円／１５０円】
当施設では、入居者ごとの心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービス向上に活用しています。

＊ 日常生活継続支援加算（Ⅱ）（１日につき４６円【９２円／１３８円】）
当施設では、入居者６名に対し１名以上の介護福祉士（国家資格）を配置しています。

＊ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（１日につき２２円【４４円／６６円】）
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が８０％以上の場合に加算されます。ただし、日常生活継続支援加算を加算している場合は加算されません。

＊ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（１日につき１８円【３６円／５４円】）
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が６０％以上の場合に加算されます。ただし、日常生活継続支援加算を加算している場合は加算されません。

＊ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（１日につき６円【１２円／１８円】）
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が５０％以上の場合、又は看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が７５％以上の場合、又は利用者に直接サービスする職員の総数のうち、勤続年数７年以上の職員の占める割合が３０％以上の場合に加算されます。ただし、日常生活継続支援加算を加算している場合は加算されません。

○ 初期加算（１日につき３０円【６０円／９０円】）
入居日から３０日間、又は１ヶ月を超える入院後の再入居の際も３０日間加算されます。

○ 安全対策体制加算（１日につき２０円【４０円／６０円】）
入居日初日のみ加算されます。

○ 再入所時栄養連携加算（１回につき４００円【８００円／１，２００円】）
医療機関に入院し、退院後に特別食が必要となった場合、再入所後の栄養管理について医療機関の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を作成し、再入所する場合に加算されます。

○ 退所時栄養情報連携加算（１回につき７０円【１４０円／２１０円】）
特別食を必要とする又は低栄養状態にある入居者が退居時に、介護支援専門員及び主治医、又は入院先に管理栄養士が栄養管理情報を提供した場合に加算されます。

○ 経口維持加算（Ⅰ）（１月につき４００円【８００円／１，２００円】）
著しい誤嚥が認められる方に対し、経口摂取を維持するために医師又は歯科医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合、実際に経口摂取維持への取り組みを実施した場合に加算されます。

○ 経口維持加算（Ⅱ）（１月につき１００円【２００円／３００円】）
経口維持加算（Ⅰ）を加算している場合であって、経口摂取を維持するための観察及び会議に、医師、歯科医師、又は歯科衛生士が加わった場合、実際に経口摂取維持への取り組みを実施した場合に加算されます。

○ 経口移行加算（１日につき２８円【５６円／８４円】）
現に経管により食事を摂取している方に対し、経口摂取を行うために医師の指示に基づく経口移行計画に従った栄養管理を行う必要が生じた場合、実際に経口移行への取り組みを実施した場合に加算されます。

○ 若年性認知症入所者受入加算（１日につき１２０円【２４０円／３６０円】）
若年性認知症利用者の方に、個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービスを提供する場合に加算されます。

○ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（１日につき２００円【４００円／６００円】）
医師が認知症の行動・心理症状により在宅での生活が困難であり、緊急にサービスを実施する必要があると判断した場合に加算されます。（７日を限度）

○ 口腔衛生管理加算（Ⅱ）（１月につき１１０円【２２０円／３３０円】）

口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行い、その情報を厚生労働省に提出し、サービス向上に活用した場合に加算されます。

○　療養食加算（１回につき６円【１２円／１８円】　※１日３回まで）
医師の発行する食事箋に基づき栄養士が献立表を作成した療養食が必要な方に加算されます。

○　配置医師緊急時対応加算（早朝（午前６時～午前８時）又は夜間（午後６時～午後１０時）：６５０円【１，３００円／１，９５０円】、深夜（午後１０時～午前６時）：１，３００円【２，６００円／３，９００円】、早朝・夜間・深夜以外で通常の診療時間外：３２５円【６５０円／９７５円】）
配置医師が緊急時の連絡方法や状況の取り決めに応じて通常の診療時間（毎週木曜日１４時～１６時）以外に訪問・診療した場合に加算されます。

○　看取り介護加算Ⅰ（死亡日３１日以上４５日以下：１日につき７２円【１４４円／２１６円】、死亡日以前４日以上３０日以下：１日につき１４４円【２８８円／４３２円】、死亡日前日及び前々日：６８０円【１，３６０円／２，０４０円】、死亡日：１，２８０円【２，５６０円／３，８４０円】）
医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した方に対し、契約者又は家族の同意を得て、看取り介護の指針に基づく看取り介護計画を作成し、随時状態の説明を行いながら看取り介護を行った場合に加算されます。

○　看取り介護加算Ⅱ（死亡日３１日以上４５日以下：１日につき７２円【１４４円／２１６円】、死亡日以前４日以上３０日以下：１日につき１４４円【２８８円／４３２円】、死亡日前日及び前々日：７８０円【１，５６０円／２，３４０円】、死亡日：１，５８０円【３，１６０円／４，７４０円】）
医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した方に対し、契約者又は家族の同意を得て、看取り介護の指針に基づく看取り介護計画を作成し、随時状態の説明を行いながら看取り介護を行い、実際に施設で死亡した場合に加算されます。

○　退所前訪問相談援助加算（１回につき４６０円【９２０円／１，３８０円】）
退所前に、訪問相談援助を行った場合に加算されます。（２回を限度）

○　退所後訪問相談援助加算（１回につき４６０円【９２０円／１，３８０円】）
退所後に、訪問相談援助を行った場合に加算されます。（１回を限度）

○　退所時相談援助加算（１回につき４００円【８００円／１，２００円】）
退所時に、相談援助を行い、市町村等に必要な情報を提供した場合に加算されます。（１回を限度）

○　退所前連携加算（１回につき５００円【１，０００円／１，５００円】）
居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合に加算されます。（１回を限度）

○　退所時情報提供加算（１回につき２５０円【５００円／７５０円】）
医療機関に入院する場合、入居者の心身の状況、生活歴等の情報を医療機関に提供した場合に加算されます。（１回を限度）

○　特別通院送迎加算（１月につき５９４円【１，１８８円／１，７８２円】）
透析の通院のため送迎を１か月に１２回以上行った場合に加算されます。

○　新興感染症等施設療養費（１日につき２４０円【４８０円／７２０円】）
新興感染症発生時の対応を行う医療機関を確保し、感染症が発症した入居者に対して、適切な感染対策を行った上で、施設内療養した場合に加算されます。

☆ご契約者が要介護認定申請中の場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いただく１日あたりの利用料金表は、下記の通りです。（契約書第１９条、第２２条参照）

１．サービス利用料金	２，４６０円
２．うち、介護保険から給付される金額	２，２１４円【１，９６８円／１，７２２円】
３．自己負担額	２４６円【４５２円／７３８円】

☆ご契約者が、外泊をされ、在宅サービスをご利用される場合にお支払いいただく１日あたりの利用料金表は、下記の通りです。（契約書第１９条、第２２条参照）

１．サービス利用料金	５，６００円
２．うち、介護保険から給付される金額	５，０４０円【４，４８０円／３，９２０円】
３．自己負担額	５６０円【１，１２０円／１，６８０円】

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第４条参照）

以下のサービスに要する経費の金額がご契約者の負担となります。

① 特別な食事（酒を含みます）
ご希望に基づいて特別な食事を提供します。
利用料金：要した費用の実費

② 理・美容
理・美容師の出張によるサービス（調髪、パーマ等）をご利用いただけます。
利用料金：１回あたり１，５００円程度（パーマご利用の場合は別途費用が掛かります）

③ 貴重品の管理
ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

○ 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
（原則として現金はお預かりしません）
○ お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書
○ 保管管理者：施設長
○ 出納方法：手続きの概要は以下の通りです。
○ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
○ 保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
○ 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。
○ 利用料金：事務手数料として１月あたり１，０００円

④ 医療機関による診察

⑤ ご契約者の私物（日用品、食料品など）の購入
おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑥ 複写物の交付
ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも観覧できますが、複写物１枚につき　１０円（片面、白黒）

⑦ ご契約者の私物にかかる電気料金
ご契約者が居室で使用される電化製品について電気料として１月当たり１，０００円（１品につき）いただきます。ただし、入退居月については１日当たり３０円（１品につき）いただきます。

⑧ クラブ活動への参加
ご契約者が特別養護老人ホームすみれの開催するクラブ活動へ参加する場合は、実費として１月当たり２００円（１クラブにつき）いただきます。ただし、一部費用の掛からないクラブについては無料とします。

（３）利用料金のお支払方法（契約書第５条参照）

前記（１）（２）の料金・費用は１ヶ月毎に計算し、ご請求しますので、翌月２０日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（１ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします）

ア．窓口での現金払い
イ．下記指定口座への振り込み
　筑邦銀行　大善寺支店　普通預金　口座番号　３０１５６５０
　社会福祉法人ヴィオラ　特別養護老人ホームすみれ　理事長　上瀧　千恵子
ウ．指定金融機関口座からの自動引き落とし

（４）入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療、入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付

けるものでもありません。

① 協力医療機関

医療機関の名称	重冨外科医院
所在地	久留米市梅満町１２５８－３
診療科	内科・外科

② 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人松風海　内藤病院
所在地	久留米市西町１１６９－１
診療科	消化器内科、消化器外科、呼吸器内科、呼吸器外科、糖尿病内科、内分泌内科、循環器内科、腫瘍内科、肛門外科、リハビリテーション科、麻酔科

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人健歯会　さくら歯科
所在地	久留米市東町２８－１

６．　施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居していただくことになります。（契約書第１４条参照）

① ご契約者が死亡した場合
② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援１．２と判定された場合
③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤ 当施設が介護保険の指定をとりけされた場合又は指定を辞退した場合
⑥ ご契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
⑦ 事業者から退居の申し出をおこなった場合（詳細は以下をご参照ください。）

（１） ご契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第１５条、第１６条参照）

契約の有効期間でも、ご契約者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の７日前までに解約届をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居できます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② ご契約者が入院された場合

③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用などを傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用などを傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

（２） 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第１７条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② ご契約者による、サービス利用料金の支払が３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ ご契約者が連続して３ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
⑤ 当施設に入居した後、新たに必要となった医療行為（経管栄養、常時の喀痰吸引等）の内、当施設の医療体制では対応困難と判断される場合。
⑥ 契約者が他の介護保険施設に入居した場合
⑦ 契約書第１０条の禁止行為を再三の注意にも拘わらず行う場合

※ご契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第１９条参照）

施設に入居中に、医療機関への入院が必要となった場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

・１ヶ月につき７日以内（連続して６泊、複数の月にまたがる場合は１２泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（１日あたり２４６円）

②上記を超える入院の場合

・上記短期入院の期間を超える入院については、３ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び入居することができます。但し、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入居生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、６泊７日を超える長期入院・外泊に関しては、１日当たり２，００６円の居住費が発生いたします。

③３ヶ月以内の退院が見込まれない場合

・３ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

〈入院期間中の利用料金〉

上記、入院期間中の利用料については、介護保険から給付される費用の一部及び居住費をご負担いただくものです。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入居生活介護に活用する必要が生じ、そのことに同意いただく場合には、所定の利用料をご負担いただく必要はありません

（３） 円滑な退居のための援助（契約書第１８条参照）

ご契約者が当施設を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は介護保険施設等の紹介 ○居宅介護支援事業者の紹介 ○その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

※ご契約者が退居後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

７． 事故発生時の対応

当施設において事故が発生した場合の対応は各号のとおりとします。

（１） 事故発生（発見）直後は、救急搬送の要請など、ご契約者の生命・身体の安全を最優先に対応します。

（２） ご契約者の生命・身体の安全を確保したうえで、速やかにご家族等に連絡を取り、その時点で明らかになっている範囲で事故の状況を説明し対応を協議します。なお、市などへの連絡を行うことが必要な場合には早急に連絡します。

（３） 事故に至る経緯、事故の態様、事故後の経過、事故の原因等を整理・分析します。

（４） （３）での検証をもとに事故再発防止策について検討します。

（５） 当該事故の責任が当施設にあることが判明している場合には、損害賠償を速やかに行います。

８． 残置物の引取等（契約書第２１・２４条参照）

入居契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者又は代理人（身元引受人）に連絡のうえ、引き取っていただきます。

また引取に係る費用については、ご契約者又は代理人（身元引受人）にご負担いただきます。

９． 苦情の受付について（契約書第２３条参照）

（１） 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○　苦情解決責任者
施設長　　横溝　由加里
○　苦情受付担当者
生活相談員　　神野　泰彦　　／　　介護主任　　堤　味保子
○　受付時間　毎日　９：００～１７：００　（電話　０９４２－２７－６０７１）
また、苦情受付ボックスを館内に設置しております。

（２）第三者委員による苦情の受付

当施設では、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した、適切な対応を推進するために、第三者委員を設置し、利用者や利用者の家族等からの苦情、要望、意見の受付をしております。

○　第三者委員
［委員氏名］秋吉　政敏　　（連絡先）０９４２－２６－２７１２
［委員氏名］黒岩　壽臣　　（連絡先）０９４２－７８－２０９７

（３）行政機関その他苦情受付機関

久留米市役所介護保険課	所在地　久留米市城南町１５－３ 電話番号　０９４２－３０－９２４７
国民健康保険団体連合会	所在地　福岡市博多区吉塚 電話番号　０９２－６４２－７８５９

１０．ご面会の時間について

当施設では、全てのご利用者様が安全で快適にお過ごしいただくために、面会時間を設定いたしております。皆様方のご理解と、ご協力をお願いいたします。

【面会時間】　９：００～１７：００

なお、施錠時間は１７時とさせていただいておりますので、急用の方は、玄関横のインターホンで職員をお呼び出しください。

１１．第三者評価について

当施設では、福祉サービスの「第三者評価」は実施しておりません。

令和　　年　　月　　日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明行いました。

指定地域密着型介護老人福祉施設　　特別養護老人ホームすみれ

説明者職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

【契約者】（ご利用者）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

【代理人】（身元引受人）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

続柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

<重要事項説明書付属文書>

１．施設の概要

（１）建物の構造　　木造平屋

（２）建物の延べ床面積　　１，７９４．１０㎡

（３）併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

「短期入居生活介護」　定員　５名

（４）施設の周辺環境

久留米市の西側に位置し、近くには川が流れ、閑静で日当たりのよい環境でありながら施設前にはバス停と近くには西鉄津福駅があり近隣市町村へのアクセスもスムーズに行えます。

２．職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員・・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。
３名の利用者に対して１名の介護職員を配置しています。

生活相談員・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
１名の生活指導員を配置しています。

看護職員・・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助なども行います。１名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員・ご契約者の機能訓練を担当します。
１名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員・ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
１名の介護支援専門員を配置しています。

管理栄養士・・・献立及び栄養マネジメントを担当します。
１名の管理栄養士を配置しています。

医師・・・・・・ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
１名の嘱託医師を配置しています。

３．契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第２条参照）

① 当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）に施設サービス計画の原案作成や、そのために必要な調査の業務を担当させます。

② その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

③ 施設サービス計画は、６か月に１回、もしくはご契約者及びその家族等の要望に応じて変更の必要性があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

④ 施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

４．サービス提供における事業者の義務（契約書第７条、８条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

① ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。

② ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前までに、要介護認定の更新のために必要な援助を行います。

③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、５年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて観覧させ、複写物を交付します。

④ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

５．施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

（１）持ち込みの制限

入居にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

危険物・出火原など、周囲の皆様にご迷惑となることが予想されるもの。

なお、来訪される場合も同様とします。

（２）外出・外泊（契約書２２条参照）

外出、外泊される場合は、事前にお申し出ください。

但し、外泊については、１ヶ月につき連続して７泊から給付される費用の一部も負担いただきます。

（３）ご家族の宿泊について

ご希望があれば居室に宿泊ができます。その場合は前日までにお申し出ください。

布団の貸し出しとして一泊につき１，０００円頂くこととなります。

なお、食事をご希望される場合は朝食：４００円、昼食：６５０円、夕食：６５０円お支払いいただきます。

（４）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書５（１）に定める「食事に係る自己負担額」減免されます。

（５）施設・設備の使用上の注意（契約書第９条参照）

〇居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

〇故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いただく場合があります。

〇ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

〇当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（６）喫煙

施設内では喫煙はできません。

（７）受診に関して

医療機関への受診は原則ご家族にお願いしますが、やむを得ずタクシーを利用して職員が同行する場合はタクシー代をご負担いただきます。

６．損害賠償について（契約書第１１条、第１２条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた賠償については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その賠償について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。